

## 入札監理小委員会における審議結果報告 刑事施設の運營業務

法務省の刑事施設運營業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

### 1. 概要

#### (1) 事業の概要

##### ○ 理念

「国民に理解され、支えられる刑務所」という基本理念の下、「官民協働の運営」、「人材の再生」及び「地域との共生」という運営理念の実現を目指す。

##### ○ 対象施設

喜連川社会復帰促進センター（栃木県さくら市）

播磨社会復帰促進センター（兵庫県加古川市）

##### ○ 委託業務の範囲

施設維持管理業務，収容関連サービス業務（給食，衣類・寝具の提供，清掃等），職業訓練業務，教育業務，医療業務（健康診断，理学療法等。診察は行わない。），分類業務（受刑者の資質及び環境の調査，社会復帰のための調整等）

なお，既存事業においては，これらの業務に加え，警備業務及び総務業務を民間委託の対象としていたところ，事業者の新規参入促進等の観点から，本事業においては対象外となっている。

《参考：本事業における特定公共サービス対象業務》

該当業務	具体的内容
医療業務	健康診断（公共サービス改革法33条の3第1項5号）
分類業務	処遇調査（同項第9号）
教育業務	改善指導・教科指導（同項第10号）
職業訓練業務	職業訓練（同項第11号）

##### ○ 事業期間

8年間（令和4年4月～令和12年3月）であり、市場化テスト1期目である。

#### (2) 選定の経緯

○ 喜連川社会復帰促進センター及び播磨社会復帰促進センターに係る民間委託事業については、PFI法及び構造改革特区法を活用し、平成19年6月から実施してきた。

○ 喜連川社会復帰促進センター及び播磨社会復帰促進センターの次期事業については、これまでの民間委託の状況等を踏まえて検討する（刑事施設の運營業務における対象範囲等の拡大措置）こととされた公共サービス改革基本方針（令和元年7月9日閣議決定）別表において、対象事業となされたものである。

## 2. 市場化テストの実施に際して行った取組について

### ○ 業務範囲の変更等（1（1）・3／114ページ）

既存の両センターにおける民間委託事業では、それぞれの施設毎に入札を行ってきたところ、PFI手法による刑事施設の運営事業の在り方に関する有識者会議の報告書における民間委託の実施状況の検証結果等を踏まえ、本事業においては業務範囲を縮小していることから、両センター一体で入札を行い、事業規模を確保することで、事業者の参入意欲を促す。

### ○ 落札者の決定方法（5（2）・13／114ページ）

これまでは総合評価落札方式・除算方式を採用していたところ、民間事業者の創意工夫をより一層反映させる観点から、本事業においては総合評価・加算方式を採用する。（技術点300点（基礎点40、加点260）、価格点150点）

### ○ 情報開示の充実（6・14／114ページ）

従前の事業内容の詳細な情報だけでなく、業務フロー等を開示することにより、新規事業者の参入を促進する。

### ○ 入札スケジュールの確保（4（1）・7／114ページ）

入札公告から入札参加資格審査書類の提出期限を約50日とし、そこから更に提案書提出期限を約60日確保する。

また、事業開始の1年以上前に契約を行うことにより、既存事業者からの引き継ぎを含め、十分な準備期間を確保する。

## 3. 実施要項（案）の審議結果について

### ○ 実施要項本文の明確化（3（9）・7／114ページ）

入札参加グループでの入札に関する書類提出について、その提出期限に関する表現が明確ではないとの指摘を受け、「入札参加資格審査書類提出時」までに入札参加グループを結成し、参加する必要がある旨を明確化した。

### ○ その他、既存事業者による長期間の事業実施、地域の特性等を踏まえた刑務所運営等について、質問がなされ、法務省から、それぞれの入札地域において、十分な現地説明会の日程を確保し、事業内容について丁寧な説明を行うとともに、それぞれの地域の課題等を丁寧に説明することにより、新規事業者による参入を促進するとともに、地域の課題も踏まえた提案がなされるように進めていきたい旨の回答があった。

## 4. パブリックコメントの対応について

令和2年2月21日から同年3月6日までパブリックコメントを実施した結果、8件の意見があったところ、形式的な修正等に関する意見であり、それらを踏まえ、形式的な修正等を行っている。

以上